

承認第 2 号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

平成 31 年 4 月 24 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

専 決 処 分 書

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、別紙のとおり専決処分する。

平成３１年３月２９日

かすみがうら市長 坪 井 透

理 由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成３１年政令第８７号）が、平成３１年３月２９日に公布されたことに伴い、かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため。

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月31日

かすみがうら市長

平成31年かすみがうら市条例第15号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市国民健康保険税条例（平成17年かすみがうら市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第27条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

第30条第1項第3号イ（イ）中「規定の被保険者」を「規定による被保険者」に改め、同号イ（エ）中「市立学校教職員共済制度」を「私立学校教職員共済制度」に改める。

附則第17項中「第31条第1項第3号」を「第30条第1項第3号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、平

成 3 1 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 3 0 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。